

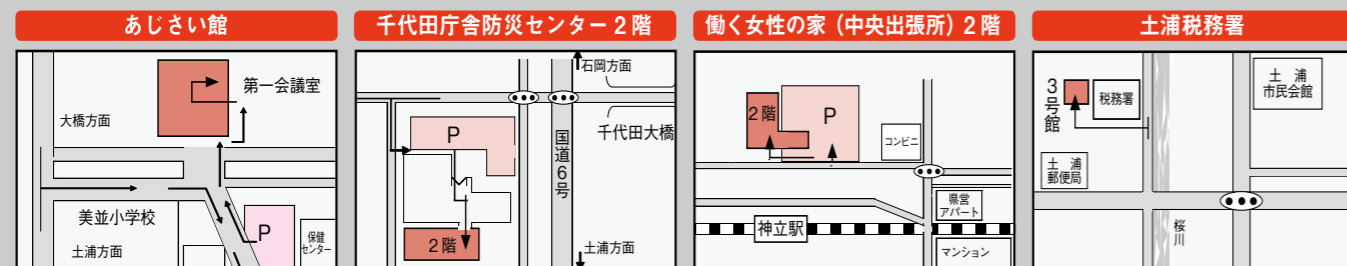
市内の相談会場と対象者

◆各会場の開錠は8:00です。◆午前中の受付が80人になり次第午後の受付を開始します。

会場および時間	あじさい館第一会議室		千代田庁舎防災センター2階会議室	働く女性の家2階研修室
	9:00～11:30	13:00～16:00	9:00～11:30 13:00～16:00	9:00～11:30 13:00～16:00
平成22年				
2月12日(金)				還付申告
2月14日(日)				還付申告
2月15日(月)				還付申告
2月16日(火)	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台		市内全地区
2月17日(水)	田子内、小津、新屋敷	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町		
2月18日(木)	柏崎上宿、小常、田端、出戸、芝久保	下高野、下軽部、富士寮		
2月19日(金)	赤塚東、赤塚西、松本、島ノ内	崎浜、加茂団地、平川、御殿		
2月21日(日)	市内全地区		市内全地区	
2月22日(月)	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿	七会地区	
2月23日(火)	西原、深谷中台、男神、上大堤、三ツ木、教職員住宅、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、深谷団地、筑見		
2月24日(水)	深谷上郷、深谷下郷、四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、牧ノ内		
2月25日(木)	幕田、南根本、大成、牧ノ内第二	大和田第一、第二、第三、第四、サンシャインつくば	下稲吉・稲吉地区	
2月26日(金)	房中、上高谷2、上高谷3、宮馬場、千鳥ヶ丘	八田、兵庫峰、浜、緑ヶ丘、霞台	稲吉東、稲吉南、角来地区	
3月1日(月)	有河、牛渡下郷、牛渡上郷、上高谷	根山、柳梅、外葉、松崎、心道学園		
3月2日(火)	西成井上宿、西成井下宿、西成井横町、上軽部、東京製綱筑波寮	堂山、馬場、馬場山、小原、巽台、酒井住宅、原巻		
3月3日(水)	天王町、金川、荻平、荻平本郷、新宿、三ツ谷風返、巾木免	飯岡、天神、天神第一、ピソ天神、かんだつ住宅	志筑地区	
3月4日(木)	新生、神立開拓、共栄、大和、希望ヶ丘	三見ハート、鹿ノ山一、鹿ノ山二、鹿ノ山三、東宝ランド、南野		
3月5日(金)	坂東、大平、上東、二ノ宮、大寿	坂有河、西方、折越、志戸崎西一、志戸崎西二		
3月8日(月)	志戸崎西三、志戸崎中、志戸崎東一、志戸崎東二	横須賀、根本前原、北前原、後路	新治地区	
3月9日(火)	山田、石田、沖ノ内	上根、田伏中台、霞		
3月10日(水)			市内全地区	
3月11日(木)～3月15日(月)(土日を除く)	市内全地区			

■ 問い合わせ先：税務課市民税係 ☎ 0299-59-2111/029-897-1111 内線 1128～1130

申告会場 案内図



税申告相談をご利用ください

2月12日～3月15日

申告相談の日程と場所は次ページを参照ください。
個人事業者の消費税や地方消費税は3月31日(水)が申告・納付の期限となります。

申告は税額を算出する目的と併せて、所得証明書・非課税証明書の交付などに必要です。
期間内に必ず申告をしましょう。



■ 問い合わせ先

- 市税に関すること
市税務課 ☎ 0299-59-2111 / 029-897-1111
内線 1128・1129
- 所得税に関すること 土浦税務署 ☎ 029-822-1100

◆ 対象者

- 給与所得者で、勤務先からの給与支払報告書が市へ提出されていない方
- 主たる給与のほかに収入のある方
- 農業、営業、不動産、利子、配当、年金、雑入、譲渡などの所得や、原稿料、講演料などの収入があった方(農業所得は、自作・他作にかかわらず耕作収入があった方が対象となります。また、出荷しなくても収穫があった場合は、農業所得となります。)
- 収入がなくても、誰の扶養にもなっていない方
- ※扶養になつていない方でも、申告者が市外に居住されている場合(単身赴任など)には申告が必要となります。

◆ 申告に必要なもの

- 申告の内容に応じてさまざまですが、印鑑と「所得」、「所得控除」に関する証明書が必要です。具体的には次のようなものです。
- 給与所得や公的年金などの源泉徴収票(原本)
- 市内に住民票のない家族を扶養する場合、対象者の住所氏名生年月日
- 平成21年中に支払った国民年金保険料控除証明書 生命保険料損害保険料控除証明書
- 事業所得、農業所得、不動産所得などの「収支内訳書」
- ※経費とする固定資産税額は、固定資産税領収書や課税明細書をご参照ください。
- 医療費控除を受ける方は医療費の明細書
- ※領収書の日付が平成21年1月1日から平成21年12月31日までのもので、受診者別病院別に集計してください。保険金による補てん金がある場合は、記入してください。
- 還付の場合は、本人名義口座の金融機関名と口座番号
- 住宅借入金等特別控除を受けられる場合は、家屋(土地も取得した方は土地も)の登記簿謄本、住民票請求(売買)契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書、増改築の場合、建築

◆ 申告方法

確定申告は、各相談会場で提出することができますが、ご自分で必要事項を記載して申告書を完成できた場合は、郵送などで税務署へ提出できます。相談会場が大変混雑していますのでぜひお試しください。

なお、パソコンとプリンタをお持ちの方で、インターネットが利用できる方は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、簡単に申告書を作成できます。作成した申告書を印刷し、源泉徴収票等の必要書類を添付して郵送などで提出すれば、混雑した申告会場に行くことなく手続きが終了しますので、ご利用ください。

さらに、電子証明書の住民基本台帳カードとICカードリーダライタを準備し、事前登録を行えば、インターネットを利用して電子申告ができます。詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

市外の相談会場と対象者

土浦税務署 ☎ 029-822-1100 車での来署はご遠慮願います。	税理士会 土浦支部 ☎ 029-822-1100 (自動音声案内)
●還付申告相談 1月から受け付けます。 ●それ以外の申告相談 期間：2月16日(火)～3月15日(月) 土日祝日を除く。 時間：9:00～17:00 場所：土浦税務署会議室(3号館) 《日曜日の特別開設日》 ・2月21日(日) ・2月28日(日)	●還付申告のみの相談 (給与または年金所得者の還付申告のみ受け付けます。) 期間：2月4日(木)～2月17日(水) 土日祝日を除く。 時間：9:15～11:00、13:00～15:00 場所：税理士会税務相談所(土浦市真鍋町2-5)

税務課からの
お願い

★地区割の指定日に都合が悪い方は、期間内の都合の良い日、場所で申告してください。

★申告期間中、税務課窓口での申告受付は行っていません。

★青色申告・過年度申告・消費税・贈与税・相続税・譲渡所

得(株・不動産などを売った所得)・先物取引等・雑損控除(盗難・災害による損失)・外国人の方など高度な判断を要する確定申告は、税務署で申告をお願いします。

★市では、市・県民税の申告書、各種収支内訳書(農業・一般・不動産)は送付しませんので、自主申告をされる方は、市役所各庁舎・各出張所の窓口でお受け取りください。

平成21年分所得税申告の主な改正点

① 住民税からの住宅借入金等特別控除手続きの省略

所得税から控除しきれなかった分を住民税から控除するための所要の事項を確定申告書や給与支払報告書などに記載されている場合は、改めて市役所へ申告する必要がなくなりました。(平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に住み始めた方は、市役所に申告して控除を受けることもできます。)

「住宅借入金等特別控除制度」は、住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、取得、増改築をした場合、一定の要件に該当するときは、その住宅の取得などのための借入金の年末残高の合計額を基に計算した金額を、住み始めた年以降の各年分の所得税額から控除できるというものです。

住宅借入金等特別控除が、所得税から控除しきれなかった場合、9万7500円を限度に住民税(市県民税)から控除できます。(平成19年1月1日から平成20年12月31日までの期間の住宅の取得等を除く。)

② 減価償却制度の改正

償却資産の「耐用年数等に関する省令」が見直され、「機械装置」の耐用年数が変わりました。

農業用設備7年/林業用設備5年/漁業用設備5年/水産養殖業用設備5年

生物の耐用年数表についても、見直されました。種類によって、耐用年数が異なりますので、ご確認ください。

③ e-Tax(イータックス)を利用した申告の所得税額控除が平成22年分の申告まで延長適用

住民基本台帳カードなどで電子証明書を持つ個人が、その年分の所得税の確定申告書の提出を、提出期間内にe-Taxを利用して行った場合、所得税額から最高5千円(その年分の所得税額を限度)を控除するものです。当初、平成19年分から20年分申告までの制度でしたが、適用が2年間延長されました。(控除適用は1回限り)